

C 環境事業への取り組み Concept

森林資源の活用の推進

我が国における実生活の根幹にかかわる環境問題(地球温暖化・気候変動・CO2削減吸収・水問題・外国人水源地林買収問題)が、ささやかなる現在、政府与党は水循環基本法を成立させ、平成22年10月、施行の公共建物木材推進利用法をリンクさせる事により国内問題である少子高齢化問題・環境問題・経済活性化と地方自治の格差問題を解決する一石二鳥三鳥とも取れる政策を打ち出しました。

TPP交渉が難航する中、我が国の農林業への影響が大変に危惧されています。全国の水源地である自治体と地下水や森林にも大きな影響があるものと思われます。我々の活動エリアである桂川・相模川、下流域の都市部では、直接的な影響は少ないものの今後、100年の計で考えれば、水源地の森林所有権売買や地下水の汲み上げ等、次世代への影響は大変、大きな問題となると考えられます。

木材利用ポイントの制定

こうした中、地方自治の財政面問題を含めた、新たな秩序・新たに目指す地方行政の在り方など新基準を模索しながら思考錯誤が行われています。この様な状況の中、平成25年4月に農林水産省では、木材利用ポイントの施行を実施し多くの国民が制度を利用した事により、平成26年9月まで延長が決定されました。

また、政府は水源地等の森林所有権を有する所有者に対し、森林所有権を外国企業へ売却される問題や地下水の汲み上げ等、水にまつわる課題は、戦後の縦割り行政社会が悪影響との見方から、水にまつわる課題を包括的に解決するべき「水循環基本法」を今国会へ提出し、次世代への影響を食い止める法案を可決させました。

この法案で100年先の次世代への影響は、改善される事を願ってやみません。この国がこの様な課題解決の為の法案を足早に成立させる中、全国の各流域の上流～下流までの流域自治体も、すくなくならず対応が求められている事は紛れもない事実であります。

一般社団法人森の循環推進協議会の設立

環境問題・水源地問題・少子高齢化問題・過疎化問題・地域格差問題等は、一、地方自治体では越えられない課題が多々あります。

今後、こうした取り組みを国や地方自治の枠組みに捉われず広域的な見地に立ち、自動車の四輪駆動の様に、各流域の単位にて国・地方自治・大学・民間が連携しながら走行する事を我々、森の循環推進協議会サポーター会は、活動理念の柱に据え、活動を行っております。



【森の循環推進協議会～目的】

1. 民間の森林整備活動に寄与致します。
2. 森林資源の利用、水源地の維持活動へ寄与致します。
3. 大学や民間企業との共同研究・開発を行い、企業・国民へ情報開示を行います。
4. 全国地方自治体・各種団体と連携し、森の循環の啓発活動を継続して参ります。

森の循環推進協議会の設立～記者発表 大学、民間企業、各種団体との連携契約



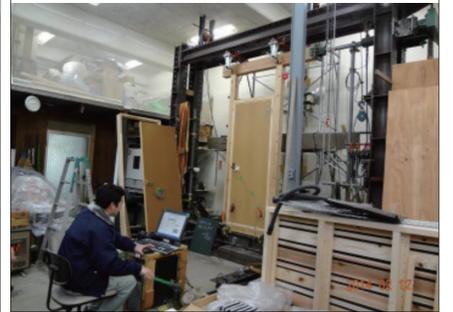
栃木県集成材 協業組合

1. 加工技術の供与
2. 製材・乾燥・加工
3. 木材の供給



横浜国立大学 中尾博士

1. 木材建築構造に関する技術指導
2. 啓蒙・啓発活動の支援



神奈川・横浜モデル宣言 ～民間主導～

合言葉は、

「見てもらう！
触れてもらう！
使ってもらう！
そして、
伝えてもらう！」



1. 木材の循環利用に寄与します

～「公共建物木材利用促進法」に基づく
地方自治体の木材循環利用に協力～

2. 森林整備の担い手づくりを支援します

～過疎化に伴う担い手不足解消の為の
若者たちが参加できる環境づくり～

3. 間伐材活用の啓蒙・啓発活動を行います

～森林・間伐体験を企画し、横浜においては間伐材を
用いた住宅建築などのモデル建設を行います～

少しでも皆様にお伝えできればと思います。
いずれも民間主導にて進めていき、ゆくゆくは公共との共同へと活動を広げて参ります。

一般社団法人 森の循環推進協議会

会長 菅沼 等
副会長 越井 潤
副会長 池谷 叔晴
理事 河津 悦雄